

17 狩 猟 税 (平成19年度)

事 務 所	総 数		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		法第700条の52 第3号 該当分(税率8,200円)		法第700条の52 第4号 該当分(税率5,500円)		法第700条の52 第5号 該当分(税率5,500円)	
	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数	調 定 額	狩 猟 者 登 録 数
	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人
総 額	7 446	481	7 046	427	55	5	229	28	-	-	116	21
都 税 事 務 所	6 967	446	6 617	401	55	5	229	28	-	-	66	12
区 部	1 339	85	1 287	78	11	1	25	3	-	-	16	3
新 宿	1 339	85	1 287	78	11	1	25	3	-	-	16	3
多 摩	5 628	361	5 330	323	44	4	204	25	-	-	50	9
八 王 子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立 川	5 628	361	5 330	323	44	4	204	25	-	-	50	9
支 庁	479	35	429	26	-	-	-	-	-	-	50	9
大 島	275	22	231	14	-	-	-	-	-	-	44	8
三 宅	50	3	50	3	-	-	-	-	-	-	-	-
八 丈	154	10	148	9	-	-	-	-	-	-	6	1
小 笠 原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 狩猟税は狩猟者登録税と入猟税を統合し、平成16年4月に新たに創設された。